

エケ・モンゴル時代における儒人戸の 差發（差役）免除について（上）

牧 野 修 二

The Exemption of Labor Tax for Chinese Ju-ren or Ju-hu in Great Mongol Period

Shuji MAKINO

In the period of the Mongol Empire, Ju-ren 儒人 (or Ju-hu 儒戸) had scholarly talent, so they were treated very well, and exempted from labor tax. In early times, namely under the rule of Emperor Ögüdei 窠闊台, the privilege was given to family Ju-hu, but later, namely under that of Emperor Möngke 蒙哥, to each person Ju-ren.

Key words : Ju-ren, labor tax

儒人, 差役・差發

目 次

はじめに

- 1 オゴタイ汗の丁酉（1237）年儒人免差發聖旨
- 2 羊児年秀才（儒人）免差發聖旨
- 3 王惲の「定奪儒戸差發事狀」にみえる儒人戸免差發に関する諸聖旨（以上本号）
- 4 高智耀と儒人戸免差發
- 5 壬子年儒人免差發聖旨
- 6 羊児年秀才免差發聖旨の年次と意義
- 7 免差（發）対象と免差（發）内容
- 8 皇慶元年儒人免差特權の廃止

むすび

はじめに

元代の儒人乃至儒戸は宋元時代の儒士乃至儒の家の法制的称謂である^①。儒士は举子業（進士業、儒業等ともいう）を業とし、科挙に由つて官界登場を希望する士人である。元代の儒人乃至儒戸は軍、民、匠、站に大別された戸種別称呼でいえば民であり民戸であったが、細分された場合には儒人乃至儒戸として一般民

戸とは別の扱いをうけていた。彼らは徭役免除の特権を有していたというのが通説である^②。安部健夫氏によれば、元代における徭役相当の賦科は差發あるいは差役と呼ばれ、それらは主として職役、身役、戸役、力役など国家への労力供出を本質としていた^③。筆者の見解によれば、差發には四義がある。第一はあらゆる直接税的賦斂を指す場合であり、筆者はこれを大広義の差發と仮称する。第二は絲線と包銀とを指し、元

史にいう科差に相当するもので、時に大差發と呼ばれることがあります、筆者のいう狭義の差發がこれに当たる。第三は税糧（税糧）と狭義の差發即ち科差すべてを包含するもので、大小差發と称されることもあり、筆者のいう広義の差發に相当する。第四は雜泛差役に相当し、蒙文直訳体聖旨において横枝児差發あるいは雜泛差發と表現されるものである。本稿に問題となる差役イコール差發はこの第四の差發に当たる⁴⁾。

儒人乃至儒戸は举子業を業とすることによって差役免除の特権を与えられたのであるが、それには二通りあって、戸内に中選儒人一人を擁すれば、全戸免差とされた時代と、免差は中選儒人本身に限定された時代とがあり、終局的には皇慶元年儒人免差特権は廃止された。これらの諸問題はモンゴル政権の士人政策の変動を意味する看過し難い問題であるから、以下エケ・モンゴル時代に発布された儒人免差に関わる諸聖旨の分析を通して儒戸免差特権縮限の事実と年次を推定し、併せてエケ・モンゴル国の儒戸政策の推移を法制面に焦点をあてて辿ることとする。

註

- 1) 拙稿「宋元時代の儒士」（愛媛大学人文学会創立十五周年記念論集、1991年）を参照。
- 2) 以下の諸論考を参照。大島立子「元代の儒戸について」（中島敏先生古稀記念論集下巻）。蕭啓慶「元代の儒士」（元代史新探）。太田弥一郎「元代における儒戸の地位」（中国社会における士人庶民関係の総合的研究、1991年科研報告）。同「元代の儒戸と儒籍」（東北大学東洋史論集5、1992年）。
- 3) 安部健夫「元代包銀制の考究」（元代史の研究）によれば、差發なる語は宋代から見え、「差定調發」すなわち「物力（財産）を差定して調發する」かこれに近い言葉の約語なのであろう（82頁），といい、元代ではモンゴル語qubci-の漢訳とみなせる差發が「差役」と混用されだしており、差役とはこの場合一被役者にとって、間接にはもちろん貨幣もしくは貨幣価値物の支出という形をとったであろうがー少なくとも直接には、主として職役、身役、戸役、力役などといわれる労力の供出を意味するものであったという。
- 4) 拙稿「元代の税役用語差發について（下）」（愛媛大学法文学部論集文学科編29号）四章「差發と差役」を参照せられたい。

1 オゴタイ汗の丁酉年（1237年）儒人免差聖旨

エケ・モンゴル時代における最初の儒人免差聖旨

が発布されたのはオゴタイ汗の第九年1237年丁酉年と認められる。そのきっかけを作ったのは耶律楚材である。元史146本伝によれば耶律楚材は金滅亡三年後の1237年丁酉年に官僚登用を含みとする儒人認定試験をオゴタイ汗に進言し、オゴタイ汗はこれを全国的規模で施行させた。これが翌戊戌年の所謂戊戌選試で、その要点は次の如くである。

上略。乃命宣德州宣課使劉中，隨郡考試。以經義，詞賦，論分爲三科。儒人被俘爲奴者亦令就試。其主匿弗遣者死。得士凡四千三十人。免爲奴者四之一。

すなわち金の科舉にならひ、經義、詞賦、論の三科を立て儒士に受験させ、虜奴儒士にもその機会を与えた。その結果四千三十人が合格し、その中には儒人と認定されたために奴隸身分から解放された者が四分の一もあったことがわかる。

丁酉年1237年儒人免差發聖旨は幸いにして廟學典礼1選試儒人免差条に載せられてある⁵⁾。これによれば

丁酉年八月二十五日，皇帝聖旨。道與呼圖克，和塔拉和坦，謗嚕博克達札爾固齊官人每。自來精業儒人二十年間學問方成。古昔張置學校官爲廩給養育人才。今來名儒凋喪。文風不振。所據民間應有儒士，都收拾見數。若高業儒人轉相教授。攻習儒業。務要教育人材。其中選儒士，〔除絲綿顏色（包銀外），〕⁶⁾若有種田者輸納地稅。買賣者出納商稅。開張門面營運者依行例供出差發。除外。其餘差發並行蠲免。此上，委令斷事官蒙格德依，與山西東路徵收課程所長官劉中，遍諸路，一同監試。仍將論及經義詞賦分爲三科。作三日程試。專治一科，爲一經。或有能兼者（者字下有欠字）。但不失文義者爲中選。其中選儒人與各住處達嚕噶齊管民官一同商量公事勾當者。隨後照依先降條理。開闢舉場。精選入仕。續聽朝命。准此。

丁酉年八月二十五日の皇帝の聖旨にいふ。呼圖克、和塔ラ和坦、謗嚕博克達の札爾固齊官人毎に道ひ與へたるに。自來精業の儒人は二十年間學問して方めて成る。古昔學校を張置するは官廩給して人才を養育せんが爲なり。今來名儒凋喪して、文風振るはず。民間の應有る儒士に所據ては都て見數を收拾す。若し高業の儒人なれば教授に轉相し、儒業を攻習せしめて、人材を教育するを務要とす。其の中選の儒士は、〔絲綿顏色（包銀）を除くの外，〕若し種田有る者は地稅を輸納し、買賣する者は商稅を出納し、門面に開張して營運⁷⁾する者

は、行例依り差發を供出す⁸⁾。除外。其の餘の差發は並な蠲免するを行ふ。此が上に、委ねて断事官蒙格徳依をして山西東路徵収課程所長官劉中と諸路に遍くして一同に監試せしむ。仍ほ論及び經義、詞賦將分ちて三科と爲し、三日程試と作して、専ら一科を治し、一經を爲めしむ。或は能く兼ねる者有らば（者字の下に欠字有らん）。但し文義を失はざる者は中選と爲す。其の中選の儒人は各おの住む處の達嚕噶齊、管民官與一同に公事を商量して勾當せ者。隨後は先降の條理に照依して舉場を開闢し、精選して入仕せしめなば、續いて朝命を聽すならん、と。此を准く。

とあって、丁酉年にオゴタイ汗の聖旨によって儒士の認定及び彼らに対する免科差發が公布された。この差發は横枝児差發、雜泛差發すなわち雜泛差役に外ならない⁹⁾。聖旨を准けた政府は断事官蒙格徳依と山西東路徵収課程所長官に任せられていた劉中とを諸路に派遣して、（策）論、經義、詞賦の三科を以て金代の科挙に倣った儒士認定試験を実施することとなった。またその目的がダルガチや管民官とともに行政を商量し得る土人幕僚の選出にあったことも右文から明らかである。このモンゴル政権管理運営下の儒士認定試験が実施されたのは、右聖旨の翌年即ち1238年であって、これが所謂戊戌選試である¹⁰⁾。

丁酉年選試儒人免差聖旨と戊戌選試とは法令とその施行という関係にあって一体のものであるが、その目的は

- ① 教授の確保と儒学教育の奨励即ち儒士の拡大再生産。
- ② 試験による儒士優遇の保証。
- ③ 差發（差役）免除による儒士優遇の保証。
- ④ 在地儒人の地方行政参画（参議官）。

にあり、儒学の勸奨と儒人への恩顧とによってモンゴル政権と羈絆の生じた儒人を地方行政に参画させ、漢人軍閥の支配下にあった地方行政にモンゴル権力を浸透させるところにあった。當時地方行政衙門府州縣の官は漢人軍閥の掌握任免するところとなっており¹¹⁾、モンゴル政権は上からは強権を賦与したダルガチを送り込み、一方中選儒人を何らかの形で地方行政に参画せしめ、上下から府州縣の挟みつけをねらった可能性が濃厚である。然りとすれば丁酉年選試儒人免差聖旨はモンゴル政権の漢士優遇政策であると同時に漢士を籠絡する手段であったと考えられる。

ところで本章冒頭に述べた如く、モンゴル最初の儒人免差聖旨は丁酉年選試儒人免差聖旨であるが、一見それより以前成吉思皇帝の儒人免差聖旨があつ

たやに受け取れる史料がある。それは元典章24戸部、租税門納稅類の種田納稅条であるが、ここで本条を検討し、冒頭の命題を確認しておくこととする。先ず本条を掲げる。

中統五年正月、中書省奏。已前成吉思皇帝時、不以是何諸色人等、但種田者依例出納地税外、據僧道也里可温荅失蠻、種田出納地税。買賣出納商税。其餘差役蠲免有來。在後合罕皇帝聖旨裏、也教這般行來。自貴由皇帝至今、僧道也里可温荅失蠻地税商税不曾出納。合無依舊徵納事。准奏。今仰中書省、照依成吉思皇帝聖旨體例、僧道也里可温荅失蠻儒人種田者、出納地税。買賣出納商税。據該納丁税。蒙古回河西漢兒并人匠及不以是何投下諸色人等官豪勢要之家、但種田者、依上徵納地税外、蒙古漢兒軍站戶計、減半送納。仍免遠倉。仰行下領中書左右部兼諸路都轉運司、隨路宣慰司。一体施行。

中統五年正月、中書省の奏にいふ。已前成吉思皇帝の時に、是れ何んな諸色人等なるかを以はず、但し種田する者は例依り地税を出納するの外、僧、道、也里可温、荅失蠻に據いては、種田すれば地税を出納し、買賣すれば商税を出納す。其の餘の差役は蠲免する有り來。在後に合罕皇帝の聖旨裏ても、也た這般に行は教め來。貴由皇帝自り今に至るまで、僧、道、也里可温、荅失蠻の地税と商税とは曾ぞ出納せず。舊依り徵納す合無らずやの事、と。奏を准す。今中書省に仰せて、成吉思皇帝聖旨體例に照依して、僧、道、也里可温、荅失蠻、儒人の種田する者は、地税を出納し、買賣すれば商税を出納す。該納の丁税に據いては（この所脱文あらん）。蒙古、回回、河西、漢兒并びに人匠及び是れ何んな投下の諸色人等、官豪勢要の家なるかを以はず、但し種田する者は、上依り地税を徵納するの外、蒙古、漢兒の軍、站戶計は、半ばを減じて送納す。仍ほ遠倉を免ず。仰せて領中書左右部兼諸路都轉運司、隨路宣慰司に行下し、一体に施行せしむ。

本条は種田者の納地税、丁税すなわち納稅糧に関する聖旨體例であるから、そこに力点を置き、余分の記事は削去されてあるが、問題となる箇所は「照依成吉思皇帝聖旨體例。僧道也里可温荅失蠻儒人種田者出納地税。買賣出納商税」であって、これもまた力点分のみを残し残余を削去したものである。すなわち僧、道、也里可温（ネストリウス派キリスト教）、荅失蠻（回教）、儒人ら宗教人は種田すれば地税、買賣すれば商

税は出納しなければならぬ、とのみ述べて、それに続くべき「其の餘の差役（差發）は蠲免す」の一句が省略されてあることが、その前文に「已前に成吉思皇帝の時、中略、僧、道、也里可温、荅失蠻に據いては、種田すれば地税を出納し、買賣すれば、商税を出納す。其の餘の差役は蠲免する有り来」¹²⁾とあることや先掲廟學典礼、選試儒人免差条に「其の中選の儒士は、若し種田する者有らば地税を輸納し、買賣する者は商税を出納す。門面を開張して営運する者は行例依り差發を供出す。除外。其の餘の差發は並な蠲免するを行ふ」とあることから察せられる。然りとすれば、儒人の其の餘の差役（差役）蠲免は、成吉思皇帝の時に既に認められていた可能性が生じ、ひいては問題となっている右種田納稅条の前半部は「荅失蠻」の下に「儒人」二字を脱している可能性なしとはせぬことになる。果せるかな元史世祖本紀2至元元年（中統五年）正月癸卯条に地税のみを取り上げた

儒釋道也里可温達失蠻等戸、舊免租税。今並徵之。
其蒙古漢軍站戸所輸租減半。

という記事があるが、ここでは儒がその他四教人に加えられ、しかも筆頭に置かれている。この記事が目下問題としている元典章、種田納稅条と史料源を一にすることは一目瞭然である。従って元史撰者は種田納稅条乃至それと同一史料源の文意にみて「僧道也里可温荅失蠻地税商税不曾出納」なる句に「儒」字があつてしかるべきと考え、これを補ったと見做せるのである。すなわち右世祖本紀至元元年正月癸卯条の「儒」字は元史撰者の加筆である。換言すれば、元典章、種田納稅条にいう貴由皇帝より今（中統五年正月）に至るまでの間に地税、商税を免除されたのは僧、道、也里可温、荅失蠻（達失蠻）であつて、儒人は含まれないのである。

元史撰者をして誤解せしめた元典章、種田納稅条は他方吾人をして儒人の「其の餘の差役（差發）蠲免」が夙に成吉思皇帝聖旨に依るかの如く錯覚せしめるのであるが、幸いにしてこれを是正してくれる記事が通制條格にある。即ち同29僧道、商税地税、中統五年正月条は若干文字の出入があるので元典章、種田納稅条と同一条であつて、これによれば先に指摘した種田納稅条の問題箇所は次の如くである。

上略。照依成吉思皇帝哈罕皇帝聖旨體例、僧道也里可温達失蠻儒人種田者、依例出納地税、買賣者出納商税。

両条を整合的に解釈すれば、成吉思皇帝聖旨體例は僧、道、也里可温、荅失蠻（達失蠻）四教人を対象とし、哈罕皇帝聖旨體例はこれに儒人を加えて五教人を対象

とし、何れも地税及び商税の徵取と「其の餘の差役（差發）蠲免」とを命じたものと解されるのである。

かくて先掲元典章、種田納稅条の本稿に関わる部分は以下のように解釈される。中統五年正月、中書省が次の如く奏した。已前に成吉思皇帝の時に、どんな諸色人等であれ、もし種田する者は體例依り地税を出納するのはいうまでもないが、僧、道、也里可温、荅失蠻の四宗教人については種田すれば地税を出納し、買賣すれば商税を出納するものの、其の餘の差役は蠲免していた。後に哈罕皇帝（合罕皇帝オゴタイ汗）の聖旨にてもまたこのように行なわしめた。しかるに貴由皇帝より今に至るまで、僧、道、也里可温、荅失蠻の地税、商税は出納していない。舊と依り徵納すべきではないか。この事について中書省が奏したところ、（クビライ汗の聖旨に）奏を准す。今中書省に仰せて、成吉思皇帝（及び哈罕皇帝の）聖旨體例に照依し、（前者によって）僧、道、也里可温、荅失蠻、（後者によってそれに加えるに）儒人の種田する者は地税を出納し、買賣する者は商税を、（門面を開張して営運する者は行例依り差發を）出納せよ。（其の餘の差役すなわち差發は蠲免せよ。）

すなわちチンギス汗の時代には僧、道、也里可温、荅失蠻の四宗教人に限られていた差役（差發）免除がオゴタイ汗の時代に儒人にも拡延されたと解釈し得ることによって、廟學典礼1選試儒人免差聖旨を儒人免差聖旨の嚆矢とすることには何ら支障が無いのである。チンギス汗の聖旨によって四宗教人が地税、商税は出納するが、差役は免除されるという特権を与えられてあった時、儒人は対象から外されてあり、オゴタイ汗の聖旨體例即ち丁酉年選試儒人免差聖旨に依ってはじめて四宗教人に追尾する形で差役（差發）免除となったわけである¹³⁾。

註

- 5) 秋潤文集91定奪儒戸差發条の冒頭に次の如く一部引用されてある。「照得、丁酉年欽奉聖旨節該。中選儒生、若種田者輸納地税。買賣者出納商税。開張門面営運者依行例供出差發。其餘差發並行蠲免」
- 6) 元典章32医学、免医人雜役条及び医戸免差發条に視て「其中選儒士」の下に「除絲綿顏色（包銀外）」或は「大差發交納者」が省略されてある。これらのことについては拙稿「元代の税役用語差發について（下）」（愛媛大学法文学部論集文学科編29号）四章三節「丁酉年儒人免差發聖旨と羊児年（と壬子年）秀才免差發聖旨」を参照せられたい。また絲綿は絲線の謫とみなされるが、ここでは絲綿のままに従つ

ておく。絲綿と絲線とについては同右拙稿「註10絲線と絲綿とについて」を参照せられたい。

7) 「營運」の用例を紹介する。

- ① 苓失蠻迭里威失戸，若在回回寺内住坐，並无事產，合行開除（差發）外，據有營運事產戸数，依回戸體例収差。（元典章17戸部，籍冊，戸口条画條）
- ② 近爲龍興路靖安縣民戸李勉翁告。舒仁仲不曾給據，將父李清叟元分付營運田土五畝三分賣與程晉。（同右19戸部，典賣，舒仁仲錢業各帰元主条）
- ③ 委各路總管并各處管民長官，上下半月計點平准鈔庫。應有見在金銀寶鈔，若有移借貸私己買賣，營運利息，取問明白，申部呈省。（同右20戸部，鈔法，行用至元鈔法条）
- ④ （江南無田地人戸）如今除與人作佃傭作賃房居住，日趁生理單丁貧下小戸不科外，但是開解庫鋪席行船做買賣有營運殷實戸計，依腹裏百姓在前科差包銀例，每一戸額納包銀二両折至元鈔一十貫，本處官司各家物力高下品荅均科呵怎生，奏呵，云々。（同右21戸部，錢糧，収，科徵包銀条）
- ⑤ 其（親民之官）恃勢強借（部民），就托上戸，領錢營運以求利者，准上科罪相應。（同右27錢債權，私債，部下不得借債条，又例条）
これら諸条によれば、營運とは農地たると商業資本たるとをとわず、利潤を生み出す事産を運営するをいう。
- 8) 開張門面營運者の行例に依る差發について。地税が税糧、包銀、絲料等の直接税を、商税が鹽課、酒醋課、商税等の課程すなわち間接税を代表する如く、この部分は、都市の差發を代表するものとして行例に依る差發が挙げられたとみなされる。行例（行戸の體例）による差發は、草野靖氏の教示によれば、物貨の買い付けとか官府の余剩物貨の売却処分乃至換錢とかの役務を指す。なお行例について元典章戸部、科役門、物価の和買照依市価条に「至元二十年，湖廣等處行中書省，爲起運諸物脚力價錢，比腹裏路分爭懸，未有定例，移准中書省咨。照得，至元九年十月六日，欽奉詔書條畫内一款節該。和雇和買和糴並依市価。不以是何戸計，照依行例応當，官司隨即支價，毋得逗留刁蹬。大小官吏權豪勢要之家，不許因緣結攬，以營私利。違者治罪。欽此。咨請欽依施行」とある。
- 9) 拙稿「元代の税役用語差發について（下）」（愛媛大学法文学部論集29号）四章二節「差發が差役を指す場合」及び三節「丁酉年儒人免差發聖旨と羊児年（及び壬子年）秀才免差發聖旨」とを参照せられた

い。

- 10) 戊戌選試については安部健夫「元代知識人と科挙」（元代史の研究所収），太田弥一郎「元代の儒戸と儒籍」（東北大学東洋史論集5，175頁）参照。また金末虜奴士人の大量発生とその解放については拙稿「金末元初における士人の転変」（日野開三郎博士頌寿東洋史学論集）参照。
- 11) 愛宕松男「李壇の叛とその政治的意義」（愛宕松男東洋史学論集5）及び藤野彪「元代の遷転法について」（愛媛大学紀要第1部人文科学1-4）を参照せられたい。
- 12) 本条の「其餘差役蠲免有來」の差役は差發（この場合の差發は第四義の差發で差役に同じ）であるのが一般である。このことについては拙稿「元代の税役用語差發について」註25に説明した。参照せられたい。
- 13) 元典章24種田納稅条の記事には根本的な疑惑が挿まれる。愛宕松男氏は「元朝における仏寺道觀の税糧優免について」（愛宕松男東洋史学論集4）の註13に本条を掲げて文意の不条理性を指摘し、更に「殊に公課といえばそのすべてがQubci～の中に包括されていた当時の大勢からしても、地税・商税・差役という明確な税目の区分は甚だしく不自然である。更にこれを客観的に検討しても、語の正確な意味における田賦・商税・雜課の税法は、太宗朝の宰相耶律楚材に始まること元史食貨志に明言する所である。こう考えてみると、右の引用文にいう成吉思皇帝聖旨なるものは、とうていそのままの形では認められなくなる。最も早く遡っても、その内容は太宗聖旨でなければ落ちつかない」とする。また本文中においても、安部健夫氏の見解を引いて、チンギス汗当時あらゆる公課はQubciの一語で掩われており、徭役・租税の区分も商税・雜課の弁別もないままであった。チンギス汗（以來モンゴル諸皇帝）によって与えられた執把聖旨に言う「差發」もまた同様であって、「不揃那甚麼差發体當者」（そのいかなる差發たるを揃ばず当てるこを休めよ）の語によってあらゆる税課、差役の類が免ぜられたと見なされる、とする。更にまた「恒久的・一般的制度としての觀点に立つ限り、徭役の復除はあっても田賦の優免はないのが原則だという大勢は、元朝の税役制度をも貫通する主軸であったことが判明した」という。執把聖旨による差發即ち税課、徭役の全面免除は、寺觀等宗門に与えられたチンギス汗以來の特権であって、徭役優復・田賦不免除原則を申明し続ける世祖クビライ汗以後の元朝の方針とは相容れ難い

ものであった。しかし現実には大汗の執把聖旨を否定することは不可能で、「貴由皇帝自り今に至るまで、僧、道、也里可溫、荅失蠻の地税と商税とは曾ぞ出納せず」がまかり通っていたのである。そして中書省の奏にいふ「已前成吉思皇帝の時に、中略、僧、道、也里可溫、荅失蠻に據いては、種田すれば地税を出納し、買賣すれば商税を出納す」は中書省の作為的體例であった可能性が濃厚である。

2 羊児年儒人免差發聖旨

前章に考察した如く儒人免差に関する最初の聖旨はオゴタイ汗の丁酉年（1237年）聖旨である。現存のこれに次ぐ聖旨は羊児年聖旨である。この羊児年について杉山正明氏は該當年を至元八年（1271年）とするが¹⁴⁾、筆者は憲宗モンゴル汗の即位第九年己未年（1259年）とする。この事は行論の中で明らかにされて行くが、直截的にいえば本聖旨が廟學典礼冒頭の丁酉年（1237年）儒人免差聖旨とその次々条である先聖廟歲時祭祀禁約搔擾安下条（中統二年六月付）との間の秀才免差發條につけられてあるからである。廟學典礼の條文はみな年代順につけられてあるというのが筆者の考え方である。

本章では前章に続けて儒人免差聖旨の内容を更に理解するために、秀才免差發條に載せられた羊児年聖旨の分析を試みる。

羊児年三月初一日、欽奉聖旨條畫節該一款。「應州城裏、村子裏の達魯葛齊官人每。過往宣使每。已前の聖旨、如今也罷了者。咱每的聖旨裏、和尚每、葉爾羌每、先生、達什愛滿每の體例裏、漢兒、河西秀才每、不揃甚麼差發徭役、不教當者。秀才の功業習學者」說來の聖旨體例裏、這的毎河西田地裏住坐の高智耀爲頭兒秀才每、執把行打の聖旨與了也。這秀才每鋪馬祇應休拿者。地產物業、不揃他每是甚麼休爭奪。無體例の氣力休教到者。這秀才每兄弟孩兒每、秀才の功業好生習學者。這秀才每却着文字。有聖旨、不是秀才阿、差發根底朶閃、將別人自己、休隱藏者。別人根底、無體例の氣力、休教到者。若隱藏、無體例氣力到、不怕那甚麼。他每聖旨俺的。羊児年二月二十六日、青山子根底有時分寫來。至元十六年二月、浙東道提學司齋敬。前件檢會到、大興府欽奉聖旨、至十月十五日、宣慰司開讀。

羊児年の三月初めの日に欽奉せる聖旨條畫¹⁵⁾の節該の一款にいふ。「應ゆる州城の裏の、村子の裏的¹⁶⁾達魯葛齊官人¹⁷⁾毎に。過往する宣使毎に。已前の聖旨は、如今也た罷めんへ者。咱每的聖旨

裏て、和尚每、葉爾羌每、先生、達什愛滿每の體例裏て、漢兒、河西の秀才每は、不揃甚麼差發徭役であらうとも、當てしめざれ者。秀才の功業を習學せしめ者」と説ひ來れる的聖旨體例裏て、這的毎に河西の田地裏住坐する的高智耀を頭兒と爲せる秀才毎に執把して行打する的聖旨¹⁸⁾を與へ了れる也。這の秀才毎に鋪馬、祇應を拿る休者。地產物業は、他每が甚麼是るかを揃はず争奪する休。體例無き的氣力を到らしむる休者。這の秀才毎の兄弟孩兒毎に秀才的功業を好生に習學せしめ者。這の秀才毎を却た文字に着く。聖旨有りとて¹⁹⁾、秀才是らざる阿（呵の謫）、差發に根底して朶閃して、（秀才とは）別の人を自己に隠藏する休者。別人に根底して、體例無き的氣力を到ら教める休者。若し隠藏して體例無きの氣力が到らば、怕れずして那れ甚麼か。他每の聖旨俺的²⁰⁾。羊児の年の二月二十六日に青山子の根底に有るの時分に寫き來。至元十六年二月に浙東道提學司が齋敬す。前件檢會し到る大興府が欽奉せる聖旨を十月十五日に至りて、宣慰司が開讀す。

本条はその文末にいう如く、元朝の版図に入ったばかりの江南を舞台に、浙東道提學司が至元十六年管下儒人の免差特權を主張せんがため、大興府欽奉保管の聖旨を入手して、浙東道宣慰司に呈出公開したものである。羊児年は前述の如くエケ・モンゴル時代の羊児年と見做すべきであり、定宗グユク汗の即位第二年1247年と憲宗モンゴル汗の即位第九年1259年とが該當年である。本聖旨が寫かれたのはその何れかの年の二月二十六日青山子においてであり、大興府が欽奉したのは三月一日である。そして本条の内容は両段に分つことができる。先ず前段は次の如くである。

羊児年三月一日に大興府が欽奉した聖旨條畫の節該の一款に次のようにいいう。「あらゆる州城のうち、村子のうちに光被するダルガチ官人らに。過往する宣使らに。差發徭役に関する已前の聖旨は、効力を停止させる。われらの聖旨によって、またチンギス皇帝以来の和尚、エリカウン、先生、タシマンらの免差體例にて、漢兒、河西の秀才らはどのような差發徭役であろうともあててはならない。秀才の功業即ち儒業（挙子業）を習學せよ」といってきた聖旨體例によって、ここまでが前段で、続いて

(これによつて) この者らすなわち河西の田地に居住するところの、高智耀を頭とする秀才らに執把して行くところの聖旨を与えおわるものである。この秀才らを鋪馬、祇應の役に當ててはならない。またその資産を奪つてはならない。そして體例に定められていない

権力を彼らに及ぼしてはならない。この秀才らの兄弟、子供らは秀才の功業即ち儒業をよろしく習學せよ。この秀才らを却た登録台帳につける。聖旨が有るといって、秀才でないのに差發をかわして（秀才とは）別人を自己に隠藏してはならない。別人にたいして體例に定められていない権力を及ぼしてはならない。もし隠藏して體例に定められてもいらない権力をおよぼしたら、高智耀は怕れずしてそれどんなか。かれらの聖旨われの。羊児の年の二月二十六日に青山子のもとにあら時に寫いた。

とあるのが後段である。これを要するに、（厳密にいえば羊児年二月二十六日に聖旨必闇赤によって寫かれた）羊児年三月一日聖旨（以下羊児年聖旨と略称する）の云うところは、高智耀を頭とする河西秀才らの免差發特權の再確認、再保障にある。以下このことを順次説明する。

註

- 14) 杉山正明「西夏人儒者高智耀の実像」（研究成果報告書「清朝治下の民族問題と国際関係」1991年）
- 15) 聖旨條畫について。植松正「元代條畫考（一）」（香川大学教育学部研究報告第一部45号、1978年、37頁）に聖旨條畫が元代の条格内に占める位置について「元代において前例として依拠すべきものを総称して格例というようであるが、中でも幾款かの条文で構成されて、特に皇帝の裁可を経たものは聖旨条畫と称される」とある。
- 16) この処の意味は「應ゆる州城の裏、村子の裏にまで威令を浸透させている」であろう。
- 17) 達嚕噶齊官人は達嚕噶齊と官人の二者ではなく一名称であろう。元典章17籍冊門戸口条画類の断案主戸条に「府州達魯花赤官員」とあり、本文先掲學典礼1選試儒人免差条に「呼団克、和塔拉和坦、謗魯博克達札爾固齊官人每」とあるのに鑑みる。
- 18) 執把行打的聖旨について。先ず執把聖旨を説明する。これについては愛宕松男「元朝に於ける仏寺道觀の税糧優免について」（愛宕松男東洋史学論集4）第一章冒頭に「モンゴル朝による河北統治の当初から、引続き元朝歴代を通じて、各種の特權をそれぞれに保証する所謂執把聖旨なるものが、いかに多く発行されたことか。中略。皇帝の意志を成文化した聖旨なるものには、最高の権威が係けられている。従って民政、軍政、監察の最高官府たる中書省・枢密院および御史臺が、各々所管の緊要政務を遂行する爲に、屢々この聖旨を奏奉することはあっても、それ当然の常態であつて格別問題となりうるもので
- 19) 「有聖旨」の用例について。①通制條格3儒人被虜条に「更這般高秀才等、有聖旨、麼道、沒體例、不是秀才的人秀才麼道、影占來呵、他每不怕那。無罪過那甚麼。云々。一更に這般に高秀才等が、聖旨が有る麼道って、體例が没いのに、秀才是らざる的人を秀才である、麼道って影占し來ら呵、他每（高秀才ら）は怕れずして那れ（甚麼）。罪過無くして那れ甚麼かー」とある。本条のこの部分を嘗て誤読したところ（拙稿「金末元初における士人の転変」日野開三郎博士頌寿記念論集539頁）、愛宕松男博士の御示教を得た。ここに訂正するとともに、謝意を表する。②元代白話碑集録(64)1314年大重陽万寿宮聖旨碑に「這的每卻倚着、有聖旨麼道、沒體例、勾当休做者。做呵、他每不怕那甚麼」とあり、同集録には類例が多い。但し入矢義高「蔡美彪氏元代白話碑集録を読む」（東方学報京都26）には内容に伴う数々の欠陥が指摘されているので、その扱いには慎重を要する。

はない。しかしながらここに所謂執把聖旨なるものはそうではなくて、皇帝から直接に特定の個人、もしくは特定の集団の統率者に頒與されるものであつて、いわばその私人として的一面が皇帝の名の下に行う一種の権限濫用の結果なのであるから、自ずからその間に複雑な問題を惹起せしめずにはおかないのである。云々」と問題提起をする中で、原則として帝国の全般にわたる普遍的、一般的聖旨と対象される所謂執把聖旨の部分的特殊的私性格を提示してある。

次に「行打的」について述べることにする。所謂執把聖旨は「執把行的聖旨」「執把着行底聖旨」「把着行的聖旨」「把着行踏的聖旨」など蔡美彪編「元代白話碑集録」に採録された元代の白話聖旨（令旨、懿旨、法旨を含む）の諸例に見える「執り把ちて行く的、執り把ち着行く底、把ち着行く的聖旨、把ち着行踏的聖旨」の意であつて、要するに把持し続ける聖旨である。行打は元代白話碑集録中にもその用例をみないが、「打」字が、「踏」字と同音なので、「行踏」（出掛ける、歩いて行く）と同義と思われる。愛宕松男前掲論文には林州宝嚴寺聖旨碑に見える行踏底聖旨に注して、行踏的聖旨とは、実践生活を規格した聖旨の意である。つまり僧侶の本分として教法を守り戒律に順うべきことを命じた聖旨である。元典章33「宮觀不得安下」の一節には、江南の道士を戒めて次の如く云う。「上略、衆先生每、這張天師的言語的太上老君底教法裏休別了、依理行踏者。下略」とする。

19) 「有聖旨」の用例について。①通制條格3儒人被虜条に「更這般高秀才等、有聖旨、麼道、沒體例、不是秀才的人秀才麼道、影占來呵、他每不怕那。無罪過那甚麼。云々。一更に這般に高秀才等が、聖旨が有る麼道って、體例が没いのに、秀才是らざる的人を秀才である、麼道って影占し來ら呵、他每（高秀才ら）は怕れずして那れ（甚麼）。罪過無くして那れ甚麼かー」とある。本条のこの部分を嘗て誤読したところ（拙稿「金末元初における士人の転変」日野開三郎博士頌寿記念論集539頁）、愛宕松男博士の御示教を得た。ここに訂正するとともに、謝意を表する。②元代白話碑集録(64)1314年大重陽万寿宮聖旨碑に「這的每卻倚着、有聖旨麼道、沒體例、勾当休做者。做呵、他每不怕那甚麼」とあり、同集録には類例が多い。但し入矢義高「蔡美彪氏元代白話碑集録を読む」（東方学報京都26）には内容に伴う数々の欠陥が指摘されているので、その扱いには慎重を要する。

20) 他每聖旨俺的は他毎即ち外の誰でもない河西秀才の聖旨俺的。「他毎の」は現代モンゴル語文法にいう人称代名詞属格形で、他毎聖旨は私の聖旨でも君の聖旨でもなく、かれらの聖旨、重点が他毎にある。「俺的」は人称所有語尾で、聖旨俺的は俺的馬でも、食物でもない、聖旨であり、聖旨が強調される。小澤重男「モンゴル語四週間」106頁を参照。なお聖旨の定型的表現については海老澤哲雄「元典章の聖旨に関する一問題」（木村正雄先生退官記念東洋史論集所収）を参照せられたい。

3 王惲の「定奪儒戸差發事状」に見える儒戸免差發聖旨

これまでの検討を通して確認された儒戸免差發聖旨は丁酉年（1237年）聖旨と羊児年聖旨（1247年または1259年）である。このうちオゴタイ汗の丁酉年聖旨がその嚆矢であることについては先述の如くである。そして両聖旨の間に位置するのが、前章に紹介した廟學典礼1秀才免差發の前段に表れる「咱毎的聖旨」であることが認められる。「咱毎的聖旨」は和尚、エリカウン、先生、タシマン等の免差體例に準じて漢兒、河西秀才らを免差とするよう命じた聖旨である。その内容は「漢兒、河西の秀才らはどのような差發徭役であろうともあててはならない。秀才の功業即ち儒業（挙子業）を習學せよ」と云ってきた聖旨體例である。この「咱毎的聖旨」の性格と年次が明らかになれば、その再確認聖旨である羊児年聖旨も性格と年次が明らかになる可能性が濃厚である。そこで「咱毎的聖旨」の内容と年次について考察を加えることにする。

これまでの検討で発布されたことが認められたエケ・モンゴル時代の三聖旨を配列するに恰好の下敷きとなる記事がある。王惲の秋潤文集91定奪儒戸差發事状がそれである。本事状には丁酉年（1237年）聖旨と「咱毎的聖旨」相当聖旨の外に元朝期に入っての儒人免差に関する三聖旨すなわち世祖クビライ汗の中統二年、至元八年、同十三年聖旨がつけられてある。ところで元史世祖本紀6至元十三年三月戊寅条によれば
敕諸路儒戸通文学者三千八百九十、並免其徭役。

其富以儒戸避役爲民。貧乏者五百戸隸太常寺。とあるごとく、（至元十三年括戸に際し）至元十三年三月戊寅、クビライ汗の聖旨にて、儒戸籍につけられてあった儒人三千八百九十人を儒人として再認定し、その徭役を免除したのであるが、この時に王惲の上せた状が定奪儒戸差發事状である。以下にこれを掲げる。

照得、丁酉年欽奉聖旨節該。中選儒生、若種田者輸納地税。買賣者出納商税。開張門面營運者、依

行例、供出差發。其餘差發並行蠲免。又照得、中統二年欽奉聖旨節該。「已前聖旨裏、如今咱毎的聖旨裏、和尚、也里可溫、先生、答失蠻體例、漢兒人河西秀才毎、不揃甚麼差發、休着。秀才的功業習者」。欽此。至元十三年、蒙上司差官試験分揃元籍除差儒人該。「試中儒人内両丁近下戸計撥充太常寺礼樂戸」。竊見、試中儒人戸内多有戸下餘丁、不曾就試、官司收係當差。又有因故不及就試儒人、亦行全戸収差。若蒙將元籍試中儒人戸下餘丁、不曾就試戸計、照依丁酉年試験儒人聖旨體例、全免本戸差發外、及因故不及就試戸、乞差官再行試験。試中者依例免差。黜落者収係當差。實爲受賜外、有至元八年欽奉聖旨保勘到委通文字統報倚差儒人、於至元十三年亦行就試。中選若蒙依例除差、以爲後勸。

照べ得たるに、丁酉年（1237年）に欽奉せる聖旨の節該にいふ。「中選の儒生は、若し種田する者は地税を輸納し、買賣する者は商税を出納し、開張門面營運する者は行例依り差發を供出す。其の餘の差發は並な蠲免するを行ふ」と。又照べ得たるに、中統二年に欽奉せる聖旨の節該にいふ。「已前の聖旨裏いふ。如今咱毎的聖旨裏て、和尚、也里可溫、先生、答失蠻の體例にて、漢兒人河西秀才毎は、甚麼差發なるかを揃はず着ける休よ。秀才的功業を習へ者」と。此を欽む。至元十三年、上司の差官して試験し、元籍の除差儒人を分揃するを蒙るる（文書の）該に、「試中の儒人内に両丁ある近下戸計は、太常寺礼樂戸に撥充す」と。竊に見るに、試中の儒人戸内には多く戸下の餘丁の曾ぞ就試せざる有らば、官司は収係して差に當つ。又、因故にて就試に及ばざるの儒人有らば、亦た全戸を収差するを行ふ。若し元籍試中儒人戸下の餘丁将曾ぞ就試せざる戸計は、丁酉年の試験儒人聖旨體例に照依して、本戸の差發を全免するの外、及び因故にて就試に及ばざるの戸戸は、乞ふ、官を差わして再び試験するを行ひ、試中の者は例依り差を免じ、黜落の者は収係して差に當つるを蒙むらば、實に賜を受くると爲すの外、至元八年に欽奉せる聖旨にて保勘し到る委に文学に通ずるも統報して倚差せる儒人有らば、至元十三年に亦た就試するを行ひ、中選のものは若し例依り差を除くを蒙らば、以て後勸と爲さん。

ここに云うところを分析整理すると以下の如くである。

① 1237年丁酉年の試験儒人聖旨體例（即ち廟學典礼

エケ・モンゴル時代における儒人戸の差發（差役）免除について（上）

1 選試儒人免差条にいう丁酉年八月二十五日皇帝聖旨）の節該に「中選儒生は、若し種田者ならば地税を輸納し、買賣する者（客商）ならば商税を出納し、開張門面營運する者（肆店を構える坐賈）ならば行例依り差發を供出するが、それ以外の差發はみな免除する」といっている。

② 中統二年に欽奉した聖旨の節該に次のように云う。「已前の聖旨にこういっている。このたび咱毎の聖旨にて、（また）和尚、也里可溫、先生、答失蠻の（免差）體例に準じて、漢兒と河西の秀才らはどんな差發であろうと科してはならない。秀才の功業即ち儒學を習學させよ、と」と。

③ 至元十三年の「上司が試験官を差遣して、元籍²¹⁾の除差儒人を分揃す」という文書の該略に試中儒人戸内に儒人両丁を有つ近下戸計（貧乏戸）は太常寺所属の札染戸に撥充する、とある。前掲元史世祖本紀、至元十三年三月戊寅条がこれに当たる。

④ 王惲の見るところによれば、(この度の至元十三年の) 試中儒人戸内には多く戸下の餘丁が有る。彼らは就試（且つ中選）していかなければ、官司は収係して差發に当てる。

⑤ 加えてまた因故（何らかの事情で）就試しなかった儒人もまた全戸収係して差發にあてられる、とされているが、

イ. 元籍につけられ、且つ（この度の至元十三年の）試中儒人戸の場合は（一人就試していれば）戸下の餘丁が就試していなくても、丁酉年試験儒人聖旨體例に照依して本戸の差發を全免する。

ロ. 因故にて就試しなかった儒戸には、再度試験の機会を与え、試中者は例依り差發を免除し、黜落者は収係して差發に当てる。

このように願えればまことに幸いである。

⑥ 至元八年に欽奉せる聖旨にて保勘した、文学に通じているけれども続報にて倚差（當差と同義ならん）とされた儒人も（この度の）至元十三年に就試させ、中選者は例依り差發を免除し、以て後生勸学のよすがとして頂きたい。

これによって儒人免差聖旨はエケ・モンゴル時代に少なくとも二度発布され、クビライ時に（至元十三年までに）少なくとも三度確認されたことがわかる。これに加えるに先に紹介した廟學典礼 1 選試儒人免差、秀才免差發の両条から抽出したエケ・モンゴル時代の三聖旨を以てして年代順に配列すると下表の如くである。

儒人免差發聖旨表

	繫年	王惲、定奪儒戸差發事状	廟學典礼
1	1237	丁酉年欽奉聖旨=丁酉年試験儒人聖旨體例	丁酉年選試儒人免差聖旨（選試儒人免差条） 已前の聖旨（秀才免差發条）
2		已前聖旨=如今咱毎的聖旨 「和尚、也里可溫、先生、答失蠻體例、漢兒人河西秀才每、不揃甚麼差發、休着。秀才功業習者」	咱毎的聖旨=説來的聖旨體例（秀才免差發条） 「和尚每、葉爾羌每、先生、達什愛滿每的體例裏、漢兒、河西秀才每、不揃甚麼差發徭役、不教當者。秀才的功業習者」
3			秀才免差發聖旨=羊兒年欽奉聖旨條画=執把行打的聖旨=大興府欽奉聖旨（秀才免差發条）「這秀才每鋪馬祇応休拿者。…這秀才每兄弟孩兒每、秀才的功業好生習學者…」
4	1261	中統二年欽奉聖旨	
5	1271	至元八年（保勘儒人聖旨）	
6	1276	至元十三年（選試儒人免差聖旨）	

上表第2欄に見える如く、廟學典礼、秀才免差發条にいう「咱毎的聖旨」「…説來的聖旨體例」の内容は「漢兒河西秀才每、不揃甚麼差發徭役、不教當者。秀才的功業習者」であるが、この聖旨は王惲の中統二年欽奉聖旨の節該に云う「已前聖旨」「如今咱毎的聖旨」即ち「和尚、也里可溫、先生、答失蠻體例、漢兒人河西秀才每、不揃甚麼差發、休着。秀才的功業習者」と同内容である。即ち両聖旨は漢兒と河西秀才を対象に発布された免差發の同一聖旨なのである。

しかばばその年次は如何、これが次の問題である。筆者はそれを憲宗モンゴルの即位第二年壬子年1252年と推定するが、それに先立って検討を要する問題がある。西夏人儒者高智耀の事蹟である。

註

21) 元籍について。元籍とは元戸籍すなわち本来のものとされた戸籍であろう。元典章17戸部、籍冊、災傷欠食供写元籍戸名条を参照。また元籍儒戸については、同右、儒医抄數爲定条に次の如くある。大德五年二月湖廣行省劄付。檢會到至元二十七年八月初六日欽奉聖旨。抄數戸計。又准尚書省咨。議到抄數諸色戸計數内儒戸人戸計。議得、腹裏儒戸、至元十三年試中者、止免一身差役。所據江南儒人、比及選試分揃定奪以來、將歸附之初元籍儒戸、於儒戸項下作數外、據已後續收儒戸、収係爲民。中略。省府相度至元二十七年抄數籍定儒医戸計、擬合欽依除免雜泛差役外、據續收戸計別無定奪。合下仰照驗施行。